

コミュニティ・スクールを導入 ～学校と地域で共に子どもを育てます～

1 目的

学校と地域住民が、「目指す地域の子ども像」を共有し、協働して子どもの「生きる力」を育むとともに、その活動を通して子どもと関わる大人がやりがいやいきがいを実感することで、誰もが役割をもって輝く地域共生社会の実現に寄与することを目指すため、コミュニティ・スクールを導入します。

2 概要

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

ア 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校です。

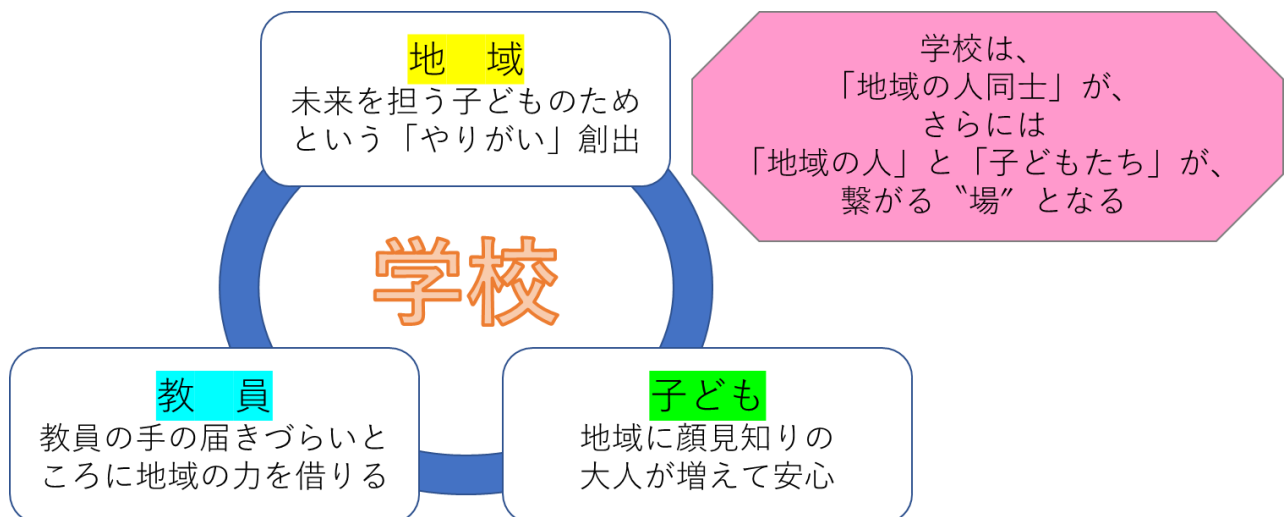
イ 学校運営協議会は地域住民や保護者などから構成され、委員は、市の非常勤特別職として学校運営の基本方針の承認等を担うため、地域の声を活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができます。

※根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

(2) 令和6年度導入校

藤山台小学校と藤山台中学校を一体として導入します。

3 コミュニティ・スクール導入効果



4 予算額

学校運営協議会委員報酬（11,000円／年額） 198千円